

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定 支援等委託業務 公募型プロポーザル 実施要領

令和6年5月24日

1. 業務名

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定支援等委託業務

2. 業務の概要

(1) 事業背景

大熊町では、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく地方版総合戦略として、令和2年3月31日に「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」）」および「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）」を策定した。

人口ビジョンおよび総合戦略の目標期間は5年間（令和7年3月まで）とされているところ、令和6年度までに、人口ビジョンおよび総合戦略の改定を通じて、第二期策定時以降の大熊町内外の環境変化等を捉えながら、大熊町における人口動向の分析及び将来目指すべき人口目標および達成時期を再設定するとともに、そのための取組を検討していくことが求められている。

(2) 本プロポーザル実施の目的

「まち・ひと・しごと創生法」に関連する国の動きとして、令和4年12月に第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されており、地方公共団体においても、「自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくこと」が求められている。

また、大熊町内の動きとしては、令和6年1月に、町の最上位計画として「大熊町第三次復興計画（以下「復興計画」）」が策定されたところであり、復興計画の詳細を、各計画・ビジョンで規定することとされている。

こうした町内外の動きを踏まえ、人口ビジョンおよび総合戦略の改定を行う上では、大熊町における将来目標人口の設定を行うと共に、復興計画の枠組み及び町内の既存の下位計画との関係性も考慮しつつ、将来目標人口の達成に資する取組として、デジタル技術や地域課題解決といった観点も踏まえながら、第三次復興計画に記載された取組方針の具体化を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

「大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定支援等

委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。ただし、契約時における仕様書は、契約者の提案した内容に合わせて変更することがある。

(4) 選定方式

本プロポーザルは簡易公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

なお、プロポーザル参加報償については無償とする。

(5) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで。

(6) 契約限度額(上限)

契約限度額は9,600千円。(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。

3. プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効果的に実施できる法人であり、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年1月21日訓令第1号)による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、国または地方公共団体より復興計画策定等のコンサルタント業務または類似の業務を受注した実績を有すること。
- ⑧ 租税を完納していること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4. スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年5月24日（金曜日）
質問受付期限	令和6年5月31日（金曜日）午後5時まで
質問回答	令和6年6月5日（水曜日）
参加資格確認申請書提出期限	令和6年6月11日（火曜日）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年6月14日（金曜日）午後3時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和6年6月下旬 ※日程は別途通知
審査結果の通知	令和6年6月下旬以降

(2) 様式一式

- 様式第1号 質問書
- 様式第2号 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
- 様式第3号 会社概要
- 様式第4号 守秘義務誓約書
- 様式第5号 概算見積書
- 様式第6号 業務実施体制書
- 様式第7号 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5. 質問の受付及び回答

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、大熊町企画調整課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定支援等委託業務」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

電子メールアドレス:kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp（企画調整課宛て）

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年6月5日（水）午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6. 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 企画調整課

(3) 提出書類

①企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）

②会社概要（様式第3号）

③本要領3. プロポーザルに係る事項（1）プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法

予め提出日時を連絡の上、電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

なお、電子メールを利用する場合、受信できるファイルに容量に上限があり、システム上受信できない場合があります。必ず受信確認の電話をお願いします。

（連絡先は、「14. 問い合わせ先及び各種書類の提出先」を参照のこと。）

7. 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和6年6月14日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出先 大熊町役場 企画調整課

(3) 提出書類

①企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）

②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）

③その他企画提案を説明するのに必要な書類

④会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

⑤守秘義務誓約書（様式第4号）

⑥概算見積書（様式5号）

⑦業務実施体制書（様式第6号）

⑧定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

⑨法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑩暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

- (4) 提出部数
- ・①～⑩につき、印刷1部及びPDFデータ
 - ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要（様式第3号のみ）及び⑦業務実施体制書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。（④、⑦、①の順とすること）
- (5) 提出方法
- 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参
- ※提出後に改めて説明を求める場合があります。

8. 優先交渉権者選定の方法

提出された企画提案書の内容について、各提案者は下記により開催される審査委員会においてプレゼンテーションを実施する。審査委員会は「9. 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

- (1) 開催日時：令和6年6月下旬
時間については提案者毎に通知する。
- (2) 開催場所：大熊町役場
- (3) 提案時間：1提案者につき、プレゼンテーション20分以内
（プレゼンテーション後、質疑応答に移る。）
説明時間20分以内、及び質疑応答15分以内の計35分以内を目安とする。
- (4) 出席者：3人以内
- (5) その他：
- ・提案者が1社のみの場合においても、本審査を実施する。
 - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況により、本審査会をオンライン形式にて開催する可能性がある。その際の開催方法等については、別途通知する。
 - ・発表に使用するノートパソコン、プロジェクター等の機器は、提案者が準備する。投影するスクリーンは大熊町が準備する。なお、プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

9. 優先交渉権者選定の基準

企画提案書については審査委員会が下記の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、且つ見積額が契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を決定する。応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

採点基準は別添の表のとおり。

【評価点の算出式】

評価する審査委員の評価点の合計点とする。

1 0. 選定結果の通知

選定結果については令和6年6月下旬以降に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点の者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

1 1. 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

1 2. 契約の締結等

(1) 仕様書の協議

本業務に係る契約は、審査委員会において決定された優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合や候補者が契約を辞退した場合には、審査結果において次点であった提案者と協議・調整を行い、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

いずれの場合についても契約条件が合致しない場合には、契約を締結しない場合がある。

(2) 契約金額の確定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

1 3. その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1提案者につき1案とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書の修正・変更・資料追加は、大熊町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
- (5) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

1 4. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717
大熊町役場 企画調整課 窓口

TEL:0240-23-7586 FAX:0240-23-7844

電子メールアドレス：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp